

# 中小企業事業資金貸付け あっせん制度のご案内

この制度は、市内中小企業者の皆さんが必要な事業資金を低利で借り受けられるよう、市が取扱金融機関へ融資のあっせんをするものです。このあっせんにより融資を受けた場合には、利子及び信用保証料の一部または全部を補助します。

※信用保証料の補助対象外となることもあります。詳しくは内面をお読みください。

融資可否の決定は、金融機関及び東京信用保証協会※が行います。否決となる場合もありますのでご了承ください。

※東京南農業協同組合をご利用の場合は、東京都農業信用基金協会が行います。

## ■ 中小企業者の定義

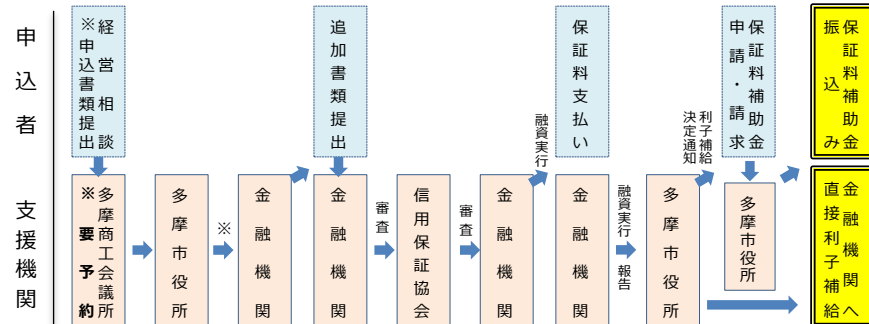
中小企業者とは、右のいずれかを満たす法人又は個人事業者(中小企業信用保険法第2条第1項による)をいう。

※特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員数が該当していれば利用可能  
※NPO法人は、小規模企業者支援資金は利用不可  
※一般社団法人は、医療を主たる事業とする法人の場合のみ利用可能

## ■ 小規模企業者の定義

小規模企業者とは、上に記載の「中小企業者」のうち、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業に属する業種を主たる事業として営むものについては5人)以下の事業者等をいう。

## ■ 貸付の流れ



※ あっせんまで一週間程度要する場合があります。余裕を持ったお申込をお願いいたします。  
※ 市から金融機関へのあっせん通知後、概ね1か月から3ヶ月を目安として融資の可否決定をお願いいたします。  
※ お申し込みの際は事前に多摩商工会議所へご連絡をお願いいたします。

◇多摩商工会議所へ提出する書類のほか、各金融機関で別途書類が必要な場合がありますので、事前に申込予定の金融機関へご相談ください。  
◇本パンフレットには、対象要件や注意事項等が記載されています。借受中は必ず保管してください。

## ■ 取り扱い金融機関

	金融機関名	支店名	電話番号
1	みずほ銀行	府中支店	(042) 364-2121
2		多摩センター支店	(042) 373-2511
3		多摩支店	(042) 374-2121
4	三菱UFJ銀行	多摩支店	(042) 374-1411
5	きらぼし銀行	多摩支店	府中支社 (042) 306-9503
6		百草園支店	
7	山梨中央銀行	府中支店	国分寺支店 (042) 324-3750
8	城南信用金庫	小山田支店	(042) 797-2111
9	多摩信用金庫	中河原支店	(042) 366-3311
10		桜ヶ丘支店	(042) 374-2781
11		永山支店	(042) 356-2511
12		多摩センター支店	(042) 389-1121
13	東京南農業協同組合	多摩支店 ※法人の取扱いではありません	(042) 375-8211

## ■ 信用保証料補助金について

融資を受ける際に信用保証協会に支払った信用保証料の半額(創業支援資金は全額)を市が補助します。ただし、小規模企業者支援資金を申請される方で、申込内容が都の要件を満たしている場合は、都が保証料の補助をするため、市は補助を行いません。

融資実行が金融機関から市へ報告されると、市から事業主宛に保証料補助金の申請書類を郵送します。申請書等を市へ提出された後、事業主の指定口座へ振り込みます。請求期日を過ぎると交付できませんので、ご注意ください。なお、繰上償還すると信用保証協会から信用保証料がもどりますが、その金額の半額(創業支援資金は全額)は多摩市が補助金としてお支払いいたしますので、多摩市へ返還していただきます。(借換資金は除く)

## ■ 利子補給について

年2回に分けて、市から金融機関へ直接支払います。但し、市外へ転出された場合や、当初の融資条件を変更した場合は、利子補給を停止するとともに、既にお支払いした変更日以後の利子補給分を返還していただきます。住所変更等があった場合、早急に金融機関へ届け出るよう、お願いいたします。

## ■ 東京都の信用保証料補助金について

◇小規模企業者支援資金を申請される方  
<内容>

小規模企業者支援資金を申請される方で、申込内容が都の要件を満たしている場合は、都が信用保証料の2分の1を補助します。

<保証方法>

保証協会が算出した保証料の2分の1を自動的に差し引き、差し引き後の保証料を事業者様に負担していただきます。※都に対する保証料補助金交付申請などの事務処理は必要ありません。

※市は保証料補助を行いません。

◇創業支援資金を申請される方  
<内容>

創業支援資金を申請される方で、申込内容が都の要件を満たしている場合は、都が信用保証料の3分の2を補助し、3分の1を市が補助します。

<保証方法>

保証協会が算出した保証料の3分の2を自動的に差し引き、差し引き後の保証料を市が補助します。※都に対する保証料補助金交付申請などの事務処理は必要ありません。

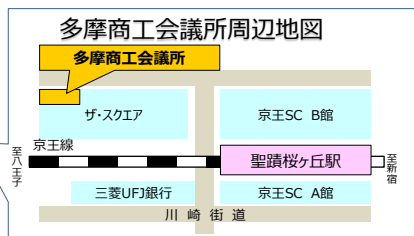
※市に対し、保証料補助金の交付申請が必要です。

## 【制度概要について】 多摩市役所 経済観光課

住所：多摩市関戸6-12-1  
電話：(042)338-6867  
受付：(月)~(金) 8:30~17:00

## 【経営相談・貸付申込み】 多摩商工会議所

住所：多摩市関戸1-1-5  
電話：(042)375-1211  
受付：(月)~(金) 9:00~17:00



■ 中小企業事業資金貸付けあっせん条件等 ※消せるポールペンなどで申請書を記入された場合、あっせんを受けられませんのでご注意ください。

条件・対象者		資金 使途	融資限度額 (10万円 単位)※1	利率(%)		貸付期間 (据置期間)	保証料 補助金	必要書類 ※各種証明書等は直近3ヶ月以内のもの	創業支援資金の申込区分	
				利息 補給	本人 負担				区分	内容
中小企業者 支援資金	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること。 ② 市民税を滞納していないこと。 ③ 個人(外国人を除く)にあつては、市議会議員の選挙権を有すること。 ④ 法人にあつては、原則として連帯保証人(当該法人の企業代表者であること)(※2)がいること。 ⑤ 法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き多摩市内で1年以上事業を営んでいること。又は個人で引き続き1年以上事業を営む者が設立し、本店所在地が市内にある法人で、当該事業と同一の業種を営むものであること。 ⑥ 個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であること。	運転・設備	2,000万円	2.3	1.3	(6ヶ月以内) 最長7年	信用保証料の半額	【法人】 ・申込書「第6号様式の2」※5 ・代表者の住民票 ・直近の決算に係る法人市民税納税証明書 ・法人登記事項証明書 【個人】 ・申込書「第6号様式」※5 ・申込者の住民票 ・前年分の市民税納税証明書(又は非課税証明書) ・【法人・個人とも共通に必要な書類】 ・確定申告書と決算書の全項写し ・設備資金の場合は資金使途を証する書類の写し(見積書など) ・追加融資の場合は申込時点の借入残高が分かる書類(返済予定表等) ・暴力団排除に関する誓約書 ・情報提供に関する同意書「小口零細企業保証制度利用の場合」 ・「あっせん申込みに係る資料」小口零細企業保証制度利用の場合 【⑤の又は以降に該当する法人】 ・個人事業主に係る「開業届出書の写し又は開業した日付がわかる書類」及び「確定申告書と決算書の全項写し」	ア	個人が創業
										法人が新たに法人を設立し創業
小規模企業者 支援資金※3	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること。 ② 市民税を滞納していないこと。 ③ 個人(外国人を除く)にあつては、市議会議員の選挙権を有すること。 ④ 法人にあつては、原則として連帯保証人(当該法人の企業代表者であること)(※2)がいること。 ⑤ 法人にあつては、本店所在地が多摩市内にあり、引き続き多摩市内で1年以上事業を営んでいること。又は個人で引き続き1年以上事業を営む者が設立し、本店所在地が市内にある法人で、当該事業と同一の業種を営むものであること。 ⑥ 個人にあつては、多摩市内に1年以上居住し、引き続き1年以上事業を営んでおり、住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であること。	運転・設備	2,000万円	1.9	0.9	(12ヶ月以内) 最長7年	信用保証料の全額	【申込区分ア・ウ・オ】※右表参照 ・申込書「第6号様式の3」※5 ・申込者の住民票 ・市民税(法人は代表者のもの)納税証明書(又は非課税証明書) ・【申込区分ウ】 ・開業届出書の写し又は開業した日付がわかる書類 【申込区分イ・エ・オ】 ・申込書「第6号様式の4」※5 ・代表者の住民票 ・法人市民税納税証明書 【申込区分によらず共通に必要な書類】 ・法人登記事項証明書(法人が創業する場合) ・源泉徴収票又は確定申告書の全項写し ・設備資金の場合は資金使途を証する書類の写し(見積書など) ・暴力団排除に関する誓約書 【その他(必要に応じて)】 ・特許法又は意匠法に基づく登録を証する書類の写し ・法律に基づく資格を証明する書類の写し ・その他申込書の内容を証明する書類	ウ	個人が創業(創業して1年未満)
法人が法人を設立し創業(創業して1年未満)										
創業支援資金	① 信用保証協会の保証対象業種であり、信用保証協会の保証資格を有していること。 ② 市民税を滞納していないこと。 ③ 個人(外国人を除く)にあつては、市議会議員の選挙権を有すること。 ④ 法人にあつては、原則として連帯保証人(当該法人の企業代表者であること)(※2)がいること。 ⑤ 法人にあつては、設立登記の際本店所在地が市内にあること。 ⑥ 個人にあつては、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている18歳以上の者が創業すること。 ⑦ 右表「創業支援資金の申込区分」のアからオまでのいずれかに該当していること。 ※同一の創業に係る、創業支援資金の申込は1度のみ可。	運転・設備	2,000万円	2.3 ※4	1.3	(据置無) 最長7年	無	「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の必要書類 ・借換えする既存貸付の、申込時点の借入残高が分かる書類(返済予定表等)	エ	個人が法人を設立し創業(創業して1年未満)
法人が法人を設立し創業(創業して1年未満)										
借換え資金	(1)「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の①～⑥の条件を満たしていること。 (2)「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」「創業支援資金」を利用し、償還を1年(据置期間を除く)以上滞りなく継続していること。 (3)一本化したい既存融資と同一の指定金融機関及び支店において、追加融資を申込みこと。 ※「借換え資金(小規模企業者支援資金)」への申込みは、既存貸付けが「小規模企業者支援資金」に限る。 ※同一金融機関の既存貸付(直近4口まで)と追加融資の一本化が可能。 ※既存貸付と追加融資の資金使途が異なる場合、借換え(一本化)ができない場合あり。申込み先の金融機関で要相談。	運転・設備	2,000万円	2.3 ※4	1.3	(据置無) 最長7年	無	「中小企業者支援資金」「小規模企業者支援資金」の必要書類 ・借換えする既存貸付の、申込時点の借入残高が分かる書類(返済予定表等)	オ	法に基づく創業
個人が法人を設立し創業(創業して1年未満)										

★地域経済に影響をおよぼす恐れのある緊急事態に備え、「特別融資：緊急支援資金」もごさいますが、現在は発動しておりません。

- ※1 この制度による借入額の償還が完了しない場合においても、借入総額と申込額の合計が融資限度額を超えない範囲において再度の申込みができます。
- ※2 申請書には記載していただきますが、金融機関・信用保証協会の審査の結果、不要とできる場合があります。
- ※3 小規模企業者支援資金は、万一融資の返済ができなくなった場合に保証協会が金融機関に対して100%保証する小規模企業者を対象とした「小口零細企業保証制度」をご利用いただけます。小規模企業者については、本パンフレット表面「小規模企業者の定義」をご確認ください。
- ※4 借換の利率及び利息補給率は、借換え申込み時の利率等が適用されます。
- ※5 「申込書」に付随する「事業計画書」について、「現在までの事業経過」「資金使途」「今後の事業計画」等の項目は、**全て具体的に詳しく記入してください。**記入内容が不十分とみなされたとき、あっせんを受けられない場合があります。
- ※6 返済方法は、元金均等月賦返済に限ります。
- ※7 必要書類の証明書等は発行から3か月以内のものをご提出ください。

■ 設備資金について

設備資金は、店舗、工場又は倉庫の増改築、機械器具の購入等の資金であり、**事業に必要であると認められるもの**が対象です。事業に不必要と判断される資金に係るあっせん申込については、受理できません。また、既に支払った資金に係る設備資金のあっせん申込は、受理できません。事業完了後、**設備資金使途報告書**を提出していただきます。

車両については、次の通りです。なお、業種や業務内容に照らし車両の必要性を判断します。

- ・原則として、車両本体価格300万円をあっせん限度額とする。ただし、タクシーやトラック、建設機械等の業務用特殊車両についてはこの限りでない。
- ・国産車以外の車両や事業に不必要と判断される装備(4WD車、寒冷地仕様等)を追加した車両に係る申込は、不可。